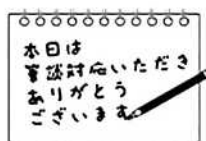
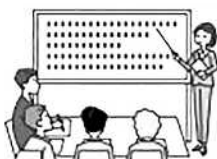
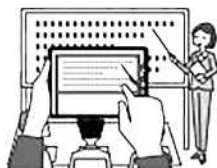


「障害者差別解消法」が変わりました

「障がい」は個人にあるもの？社会にあるもの？

医学モデルの答え
「足に障がい」社会モデルの答え
「階段が障壁」
「障壁こそが障がい」障がいのある人もない人も分け
へだてなく活動できる共生社会
の実現のためには、「障がいのある
人の活動や社会参加を制限し
ているさまざまな障壁(バリア)
をとり除く」ことが大切です。

「合理的配慮の提供」がすべての事業者に義務化されました

意思疎通への配慮
(例：弱視難聴)【障がいのある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。【申出への対応(合理的配慮の提供)】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。ルール・慣行の柔軟な変更
(例：学習障がい)【障がいのある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。【申出への対応(合理的配慮の提供)】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。

合理的配慮の提供とは

この法律では、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とされているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるので、ここでの例は全ての事業者が必ずしも実施するものではないこと、また、例以外でも合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

もっと詳しく知りたい方は、
こちらから内閣府作成のリーフレットを
ご覧になれます。

内閣府リーフレットより「合理的配慮の具体例」を一部抜粋

人権相談事業 偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとする

さまざまな人権問題に関する相談をお受けします。

(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課(☎0948-43-4764)

「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～12時
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター 別館	10時～12時
	額田交流センター	14時～16時

みんなの人権 110番：☎0570-003-110

子どもの人権 110番：☎0120-007-110

女性の人権ホットライン：☎0570-070-810

インターネットでも相談を受け付けています。
詳細はホームページからご覧いただけます。